

## 婚活支援者向けセミナー&座談会

お子さんの婚活を応援したい親御さんや、従業員の婚活支援を考えている雇用主の方向けのセミナーを開催します。座談会では、参加者の悩みを共有しながら、講師からのアドバイスを受けられます。

**とき** 12月17日(日) 午後1時30分～午後3時30分  
**ところ** 役場第3会議室

### 内容

- ・現代の若者の結婚観、婚活事情
- ・出会いから結婚まで支援者がフォローできること
- ・雇用主としての従業員への婚活支援策

**対象者** 町内在住の方と町内事業所の雇用主の方など  
**定員** 30人程度

**参加費** 無料

**申込方法** 事前に電話またはメールでお申込ください。

### 講師

恋愛カウンセラー  
羽林由鶴さん



法律の観点から、「雇用主のための婚活支援のしかた」をアドバイスいただきます。

弁護士  
上原広嗣さん

問 町縁結び実行委員会事務局(企調財政課企画調整班内)

☎(84)1218

Eメール enmusubi-ec@town.yokoshibahikari.chiba.jp

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化月間

11月12日(日)～25日(土)の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、夫やパートナーからの暴力やストーカー等の女性をめぐる各種の人権問題について、全国一斉に人権擁護委員が「女性の人権ホットライン」を通じて相談に応じますので、ご利用ください。

### 女性の人権ホットライン

**とき** 11月13日(月)～17日(金) 午前8時30分～午後7時  
11月18日(土)、19日(日) 午前10時～午後5時

**対応者** 千葉県人権擁護委員連合会女性人権擁護委員  
千葉県地方務局人権擁護課職員

問 千葉県人権擁護委員連合会事務局(千葉県地方務局人権擁護課内)

☎043-247-3555

## 千葉県最低賃金が改正

千葉県内の事業所で働く全ての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が改正されました。

10月1日(日)から

**時間額 868円**

(従来の842円から26円引上げ)

問 千葉県最低賃金総合支援センター

☎0120-026-210

24時間テレフォンサービス

☎043-221-4700

## 地域安全ニュース

### 11月12日(日)～25日(土)「女性に対する暴力をなくす運動」

警察では、性犯罪や配偶者からの暴力やストーカー行為等、女性に対する暴力をなくすために女性警察職員が結成した、よくし隊レディ「あおぼーし」による女性のための防犯講話等を通じ、女性の犯罪被害防止を呼びかけています。

問 千葉県女性サポートセンター

- ・女性専用電話相談 (365日24時間受付) ☎043-206-8002
- ・面接相談 (平日) 午前9時～午後5時 ※要事前予約